

## 貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]	円	[負債の部]	円
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,971,029,764</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,144,064,420</b>
現金及び預金	18,809,315	買掛金	370,093,464
売掛金	831,073,748	未払金	136,057,380
未収入金	20,546,891	未払費用	432,138,071
立替金	1,977,149	未払法人税等	21,743,500
貯蔵品	27,674,780	未払消費税等	141,301,100
前払費用	17,926,646	預り金	10,326,435
預け金	1,053,021,235	前受収益	55,440
		賞与引当金	32,349,030
<b>固 定 資 産</b>	<b>197,680,919</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>143,468,370</b>
有形固定資産	70,813,855	退職給付引当金	134,723,370
建物	5,496,908	役員退職慰労引当金	8,745,000
車両運搬具	833,266		
工具器具備品	64,483,681		
無形固定資産	9,789,727	<b>負債合計</b>	<b>1,287,532,790</b>
ソフトウェア	8,521,227	[純資産の部]	
電話加入権	1,151,000	<b>株 主 資 本</b>	<b>881,177,893</b>
その他	117,500	資本金	10,000,000
投資その他の資産	117,077,337	資本剰余金	264,103,897
差入敷金及び保証金	13,762,966	資本準備金	1,870,000
繰延税金資産	103,155,581	その他資本剰余金	262,233,897
その他	158,790	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>607,073,996</b>
		利益準備金	630,000
		その他利益剰余金	606,443,996
		繰越利益剰余金	606,443,996
		<b>純資産合計</b>	<b>881,177,893</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,168,710,683</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,168,710,683</b>

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 

貯 蔵 品 総平均法に基づく原価法
2. 固定資産の減価償却方法
  - (1) 有形固定資産
 

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物・定額法  
その他・・・・・・・・定率法
  - (2) 無形固定資産
 

ソフトウェア(自社利用) 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法  
その他・・・・・・・・定額法
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸 倒 引 当 金
 

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞 与 引 当 金
 

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。
  - (3) 退 職 給 付 引 当 金
 

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務の額を計上しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金
 

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
 

委託契約に基づき、顧客が管理運営する施設の清掃業務を行っております。これらは日常反復的な業務であり、履行義務が時の経過に応じて充足されると判断されることから、契約期間にわたり毎月均等で収益を認識しております。

一方、単一業務の出来高・臨時による契約については、顧客との間で個別に履行義務を認識しており、当該役務の提供により当該サービスに対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 連結納税制度の適用
 

阪急阪神ホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度の適用を受けております。
  - (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
 

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

### 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

### 当期純利益

184,739,041 円